12月定例会のあらまし

12月定例会は、3日に招集され、24日までの22日間の会期で開かれました。

条例改正7件、補正予算3件の10議案が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

また最終日には、議員提案の意見書1件、選挙1件が追加提出され、原案のとおり採択しました。

一般質問は、会期17日目(12月19日)に7人が当面する村政の問題をただしました。

条例改正

三役及び議員の期末手当アップ

法律の改正に伴い、村長・副村長・教育長・議会議員の期末手当の支給率を引き上げます。

年間の支給率を0・05月分引き上げ、合計支給率は3・40月になります。

平成31年度分から変更。

(全員賛成で可決)

職員の住宅手当・勤勉手当アップ

人事院勧告による法律の改正に伴い、一般職の職員の住居手当の金額・勤勉手当の支給割合・給与月額の引き上げ等を行います。

住居手当については令和2年度分から、勤勉手当・給与月額については平成31年度分から変更。

(全員賛成で可決)

	変更前	変更後
住居手当(最高額)	27,000円	28,000円
勤勉手当(総支給月数)	1.85月	1.9月

期末手当・勤勉手当は令和2年度から平準化されます

パートタイム会計年度任用職員の報酬月額アップ

人事院勧告により一般職の職員の給与額が改定されること等に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額の引き上げを行います。

また、特別職の職員で非常勤のものに規定されていた民生委員と児童委員を削除しました。

令和2年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

規定の整備をします

他の条例との整合性を図るため飛島村青少年問題協議会条例の規定の整備と、法律の一部改正に伴う飛島村文化財保護条例の条ずれを整理しました。

公布の日から施行。

(全員賛成で可決)

補正予算

一般会計(第4号)

主な内容

歳入

財政調整基金繰入金
…1414万3千円増額

地域整備基金繰入金
…260万円増額

歳出

特別職・一般職給与費
…3342千円増額

後期高齢者福祉医療事業
…300万円増額

すこやかセンター管理事業
…360万円増額

農業集落排水処理施設事業特別会計操出金
…300万円増額

(全員賛成で可決)

特別会計

国民健康保険(第3号)

医療費に不足が見込まれるための補正。

農業集落排水処理施設事業(第2号)

公共桝取付工事に不足が見込まれるための補正。

(全て全員賛成で可決)

12月定例会　補正予算一覧

(△は減額)

会計名		補正額	補正後の額
一般会計(第4号)		1,758万9千円	63億29万6千円
特別会計	国民健康保険(第3号)	594万7千円	5億2,215万4千円
特別会計	農業集落排水処理施設事業(第2号)	300万円	1億8,515万9千円